大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和７年２月７日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

守口市佐太東町二丁目26番地４ほか

ジャガーセントラルビル・イーストビル

２　法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定による公告をした日

令和６年９月13日（令和６年大阪府告示第1293号）

３　守口市の意見の概要

　(1)　騒音規制法及び振動規制法並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を遵守すること。

 (2)　大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、アイドリングストップの励行の啓発に努めること。

 (3)　夜間における来客の話し声等で近隣住民に迷惑をかけないよう周知すること。

 (4)　一般廃棄物の１日の平均排出量に応じ、守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等に基づく必要な手続を行うこと。

　(5)　事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和７年２月７日から同年３月７日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

守口市京阪本通二丁目５番５号

守口市市民生活部地域振興課